



# 加倉地区 地域計画だより

令和6年2月 第3号  
浪江町役場・農業委員会  
加倉生産組合

## 1 地域計画の検討状況

### ★ステップ1: 検討の主体を決めます。

➡これまで地域内の農地を加倉生産組合が管理を行ってきたことから、加倉生産組合が引続き地域計画検討の主体となりました。

### ★ステップ2: 策定するエリアを決めます。

➡隣接する行政区とも調整を行い、大字加倉字今神は田尻地区で農地管理をこれまで行ってきたことから除外しました。エリアについては「加倉地区 地域計画だより 第1号」をご覧ください。浪江町ホームページ内でもご覧になれます。

浪江町 地域計画

検索

地域計画  
QRコードは  
こちら➡➡



### ★ステップ3-1: 5年～10年後の農地や農業のあり方を決めます。

☞農地の集約化や営農上の課題の確認

#### ①ほ場へ大型機械が入れない

➡これまでほ場整備に向けて、ほ場整備事業推進委員会で検討しており、令和6年度から農地の大区画化やパイプラインの整備を進めていきます。

#### ②農業用機械がないから大規模化できない

➡営農再開支援事業のリース事業を活用し、農業用機械を導入しました。

#### ③営農再開支援事業をいつまで行うか

➡担い手ごとに、営農再開支援事業のメニューを活用する必要があるか確認しています。



### ★ステップ3-2: 誰が・どこで・何を作るのか決めていきます。

#### ①農地所有者様の意向確認

➡令和元年度の意向調査を基に、令和3年度から随時確認を行い検討してきました。

#### ②今後、営農再開する担い手の位置付け

➡加倉生産組合を主な担い手とし、(株)ち一の・赤塚建設(株)・Sky Earth(株)の外部法人3社を役員会で確認し、地域内の農地全体で営農に取り組むことにしました。

#### ③耕作されない農地について

➡外部法人も参入できない担い手がいない農地については、これまで組合が営農再開支援事業で管理してきましたが、事業終了後は農地所有者の自己管理となります。

#### ④機構集積協力金の受け皿

➡農地バンクと農地の貸借を行った場合、その集積率に応じた協力金について、今後受け皿団体・用途について検討していくこととしました。

2 これまで話合いが行われた内容について、国の様式に沿い、浪江町のホームページに公表していきます。

(※地域計画の制度では、地域計画の検討状況を公表することになっています。)

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・3.11東日本及び東京電力福島第一原子力発電所の事故が重なり、住民のほとんどは避難先が生活の拠点となった。避難指示が解除された後も町内には戻れず、避難先から浪江町へ通いながら農地の維持管理・耕作を行っている通作者及び農作業を受託している農家が増えている。
- ・「加倉の稲穂たなびく田園風景を再生する。」という目標を掲げて復興組合を設立し、地区の農地は地区で守っていくという考えの者が多く、まとまりのある地域であることが強みである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・集落全体で営農が持続・発展していく体制づくりを固めていく。
- ・担い手不足解消のため法人化し、地域全体での営農を進めていく。
- ・大型農業機械を導入することによって作業の効率化と省力化を図りつつ、将来において外部人材や新規就農者の確保にもつながるほ場整備事業について早期に実施する必要がある。

【加倉地区のスローガン】

みんなで作ろう緑の輝き

以下、地域の概要や農用地の集積、農地バンクの活用の方等を記載します。

## 3 加倉生産組合の法人化について

### 1 法人化の目的について

加倉生産組合は、これまでは農地の保安全管理や管理耕作を集落全体で取り組んできました。この取組は営農再開支援事業を活用していますが、同事業は令和7年度で終了します。今後、加倉生産組合は生産部門がメインとなることから、加倉地区の農業を引き続き維持・発展させるために、同部門の法人化を検討する必要があります。

### 2 法人化の必要性について

▶集落営農組織を法人化することには以下の利点があります。

- ①法人格があるので、生産組織を次世代に引き継ぎやすくなる。
- ②法人化すると、農業機械の更新に向けた資金の積立が出来る。

▶一方で、法人化すると、以下のデメリットも生じます。

- ①収入が無くても課税されるので、収益が少ないと個人経営よりも税金がかかる。
- ②法人設立に費用がかかるほか、経営に費用と手間が生じる。

▶なお、生産部門を法人化することで以下の補助金の交付を受けられる可能性があります。

- ①地域集積協力金
- ②ほ場整備の換地後の地代 10 年分の一括前払い

【加倉生産組合総会で配布した説明資料を同封していますので、詳細は別紙資料をご覧ください。】

## 4 ほ場整備事業について

- ◎担い手農業者が耕作しやすいように、ほ場の大区画化・パイプライン化を計画しています。
- ◎工事期間は、令和6年春から令和9年予定。(国道114号線から南側から工事が始まります。)
- ◎工事が完了したところから一部営農再開できるようになっていきます。

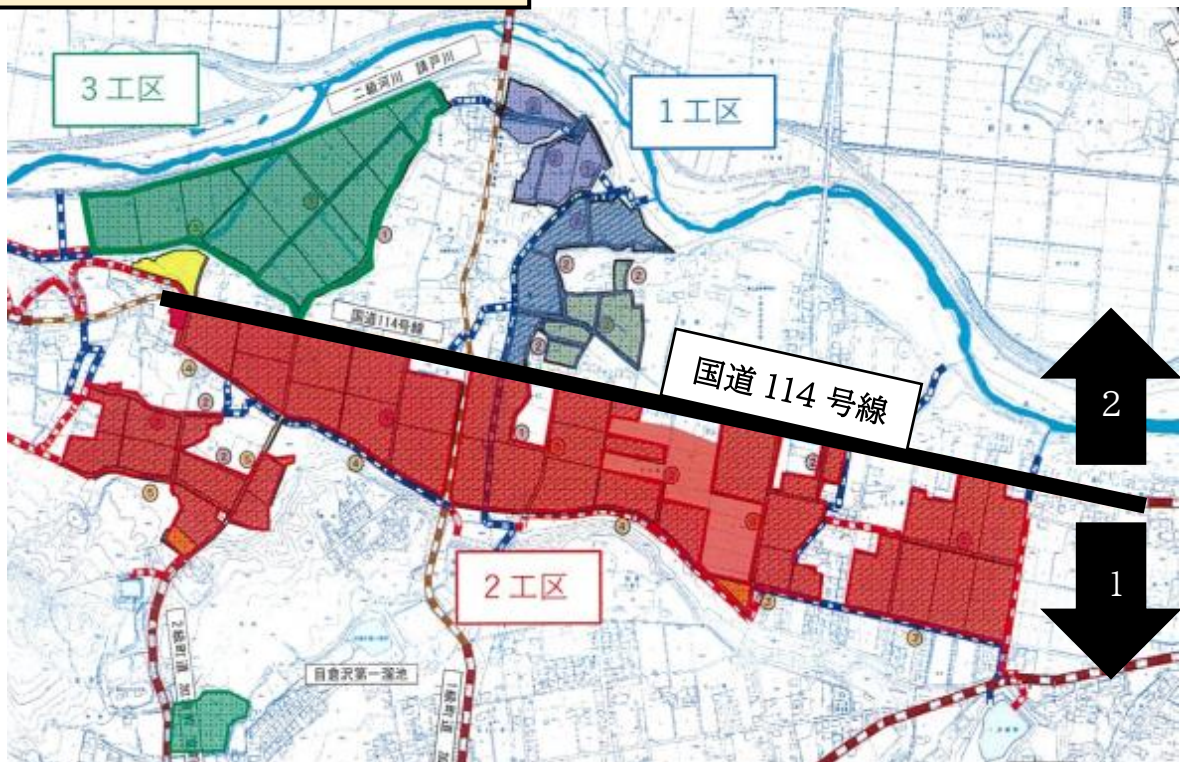
2023/09/08 加倉地区ほ場整備推進委員会  
(相双農林・農村整備第一課説明)

加倉地区 工程表 (案)

		R4				R5				R6				R7				R8				R9			
年度 四半期		第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4
面 工 事	1									区画整理工				暗渠排水・補完工				補完工				補完工			
	2													区画整理工				補完工				補完工			
パイプライン 工 事	1																	PL工							
	2																					PL工			

- ☞ 1…国道114号線から南側エリア
  - ☞ 2…国道114号線から北側エリア
- ※下記のエリア図参照

加倉地区 ほ場整備事業エリア図





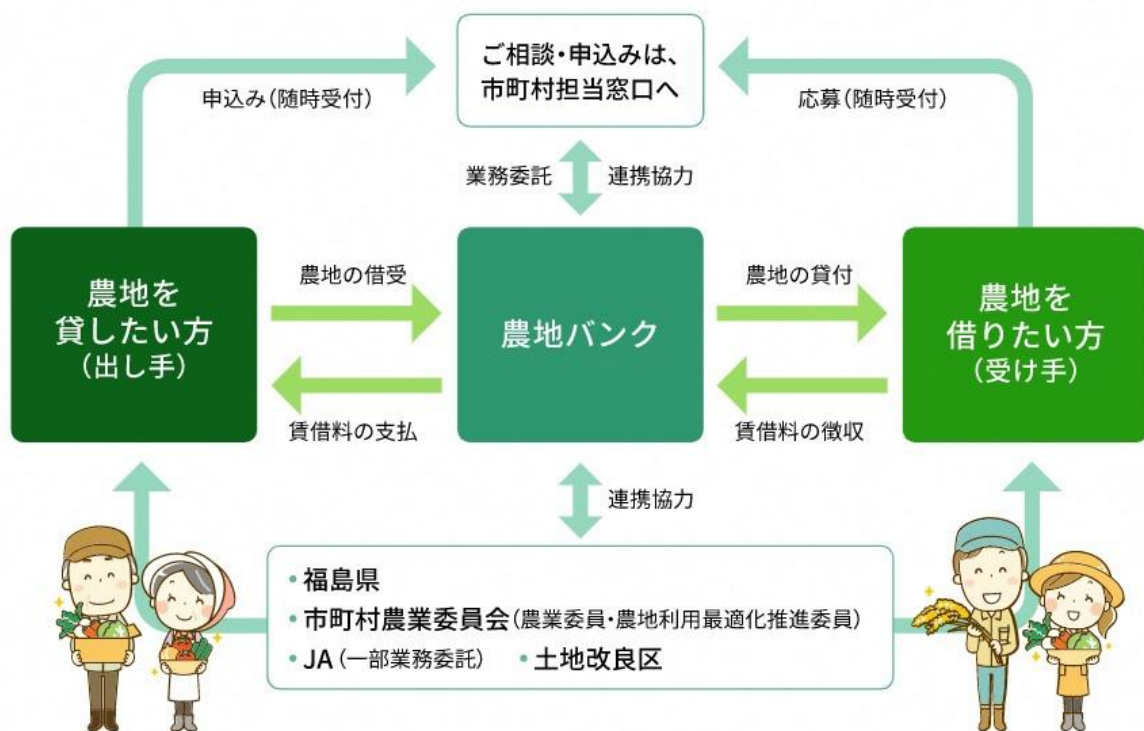
## 5 農地バンクについて(※農地バンクとは福島県農業振興公社の愛称です。)

### <農地バンクについて>

▶「地域計画」等の話合いに基づき、担い手が決まっている農地について『農地バンクが農地所有者から農地を借受け、担い手農家へ貸付ける』ものです。

### <農地バンクのしくみ>

▶これまで地権者は担い手ごと、また担い手は各地権者ごとに契約していましたが、農地バンクを活用することにより、地権者・担い手は農地バンクとの契約となります。また、農地バンクが賃借料の徴収と支払等を担います。



❁浪江町役場 農林水産課(農政係)

☎ 0240-34-0245

❁福島県農業振興公社(浪江町役場3階駐在)

☎ 0240-34-0246

❁浪江町 農業委員会事務局

☎ 0240-23-5706

❁お気軽にお問い合わせ・ご意見をお寄せ下さい❁



❁お気軽にお問い合わせ・ご意見をお寄せ下さい❁